

外国への特許等の出願を支援します！

外国への特許、実用新案・意匠・商標・冒認対策商標の出願に要する費用の一部補助を行います！

外国出願補助金のご案内

募集期間 令和4年8月9日(火)～令和4年9月13日(火)17:00郵送必着

◆応募資格

◇対象となる企業等（詳細は、公募要領「1 応募資格」「(1)対象となる企業等」参照）

- ◇ 三重県内に事業所を有する中小企業者等（みなし大企業は除きます）。
- ◇ 過去5年以内に本補助金の採択を受けている場合は、状況調査（フォローアップ調査、査定状況調査）に協力していること。

◇対象となる出願（詳細は、公募要領「1 応募資格」「(2)対象となる出願」参照）

交付申請書の提出時点において、既に日本国特許庁に行っている【特許・実用新案・意匠・商標（冒認対策商標）】出願を基礎として、交付決定日から令和5年1月末日までに、次のいずれかの方法により外国特許庁等へ同一内容の出願を完了出来ること。

- ◇ パリ条約等に基づき優先権を主張して外国特許庁への出願を行う方法。
- ◇ 上記方法以外の【特許・実用新案】PCT出願（国内移行手続）、【意匠】ハーグ協定に基づく出願、【商標（冒認対策商標※）】マドリッド協定議定書に基づく出願。

※ 冒認対策商標とは、「日本において既に出願又は登録済みの商標に関する海外の第三者による抜け駆け出願」の対策を目的とした外国への商標出願

◆補助対象経費（詳細は、公募要領「2 補助対象経費」参照）

外国特許庁への出願費用（特許庁出願手数料・国内及び現地代理人費用・翻訳費用等）

- ◇ PCT出願費用、日本国特許庁へのマドリッド協定議定書に基づく国際登録出願にかかる手数料や費用は補助対象外です。
- ◇ 消費税及び地方消費税（海外付加価値税（VAT））は補助対象外です。
- ◇ 交付決定日から令和5年1月末日までに外国への直接出願、または指定国への国内移行手続及び支払が完了済みのものに限ります。

◆補助金額（詳細は、公募要領「3 補助率及び補助限度額」参照）

原則1企業1出願、補助対象経費の1/2以内

<案件ごとの補助金上限額>

- ◇ 特許出願：150万円
- ◇ 実用新案・意匠・商標登録出願：60万円
- ◇ 冒認対策商標出願：30万円

※ 補助金交付にあたっては、審査委員会での審査結果等により、申請額から減額して交付決定することがあります。



◆採択（交付決定）

当センターに設置する審査委員会では選考の上、10月中旬頃に決定する予定です。
また、審査委員会において、申請者によるプレゼンテーション審査を行います。

※応募方法は裏面をご覧ください。

（裏面に続く）

応募方法

「電子申請システム“jGrants（Jグランツ）”と郵送の併用」、又は、「郵送のみ」の2つの方法のいずれかで申請を行ってください。

※詳細は、【公募要領】の「申請方法（9ページ）」をご覧ください。

◆提出書類（①～⑩の正本1部・副本5部）

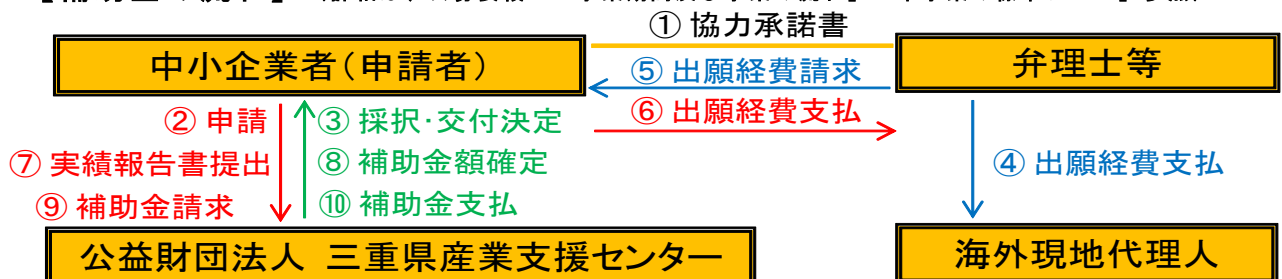
- ◆補助金交付申請書、協力承諾書（様式あり）
- ◆登記簿謄本（個人事業主の場合は住民票）の写し
- ◆会社の事業概要（パンフレット可）
- ◆役員等名簿（様式あり）
- ◆直近2期分の決算書（貸借対照表・損益計算書）の写し
※個人事業主の場合は、確定申告書の写し
- ◆外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類
- ◆外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等の写し
- ◆外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金、借入金等）
- ◆先行技術調査等の結果
- ◆外国特許庁への出願が共同出願の場合は、持分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等の写し
- ◆「地域未来牽引企業認定証の写し」「賃金引上げ計画書及び従業員への賃金引上げ計画の表明書」等、いずれも審査において加点の付与を希望する申請者のみ



※ 提出いただいた申請書及び添付書類は、採択の可否にかかわらず返却いたしません。

※ 様式と詳細な募集要項は、HP（<https://www.miesc.or.jp/support/contents/615/>）からダウンロードしてください。

【補助金の流れ】（詳細は、公募要領「4 事業期間及び事業の流れ」「本事業の標準フロー」参照）



【注意事項】

- ① 国内弁理士等の協力を得られる（国内弁理士等に依頼しない場合は、依頼する場合と同等の書類を自らの責任で提出できる）こと。実績報告時に国内弁理士等の協力が得られなかった場合は、補助金の支払ができません。
- ② 三重県の定める「三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱」に該当しないこと。
- ③ その他、申請に当たり別途定める「公募要領」等を熟読してください。

公益財団法人 三重県産業支援センター 経営支援課 経営支援班

お申し込み・
お問い合わせ

■ 〒514-0004 津市栄町 1-891（三重県合同ビル 5F）
■ TEL：059-253-4355（和田）
■ FAX：059-228-3800